

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

トピックス 賃金不払残業に関する監督指導 不払い残業代は総額127億円余り

厚生労働省から、本年8月、「平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

この是正結果の公表は、平成14年度から毎年度行われているものです。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、昨年4月から本年3月までの期間に不払いだった割増賃金(不払い残業代)が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。



平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

- | | |
|----------------------------|------------------------------------|
| (1) 是正企業数 | 1,349 企業 (前年度比 1 企業の増) |
| うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、 | 184 企業 |
| (2) 支払われた割増賃金合計額 | 127 億 2,327 万円 (同 27 億 2,904 万円の増) |
| (3) 対象労働者数 | 9 万 7,978 人 (同 5,266 人の増) |
| (4) 支払われた割増賃金の平均額 | 1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円 |



監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組を行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのこと。

今回公表されたのは平成28年度の是正結果ですが、この頃から、働き方改革、長時間労働の是正、労働時間の適正把握などへの関心が高まっていました。そんな中、賃金不払残業に関する是正企業数などは減少していません。

このような結果になったのは、実質的に賃金不払残業が増えたということではなく、監督指導・是正指導が厳しくなった結果だと思われます。



たとえば、次のような些細な時間が積み重なって、多額の不払い残業代になった事例も紹介されています。



- 休憩時間中に会議が行われていた
→ その会議の時間は労働時間 = その時間分の賃金が不払いになっている
- 会社が指示したユニフォームへの着替えを行った後にタイムカードを打刻していた
→ その着替えの時間は労働時間 = その時間分の賃金が不払いになっている

「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。



労働関係指標

労働関係指標(全国 2017年7月)

完全失業率	月の完全失業率(季節調整値) 2.8% (前月と同率)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.52倍 (前月差+0.01ポイント)
就業者数 (季節調整値)	6,545万人 (前月差+14万人)	定期給与	現金給与総額(現数値) 370,823円 (前年同月比-0.6%)

労働関係指標(広島県 2017年7月)

完全失業率※	月の完全失業率(季節調整値) 2.5% (前年同期比-0.3ポイント)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.80倍 (前月差+0.01ポイント)
就業者数※ (季節調整値)	143万1千人 (前月差+1.5万人)	定期給与	現金給与総額(現数値) 396,425円 (前年同月比+1.6%)

※ 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。
今号は、2017年4月～6月平均の値を掲載しております。

季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるためには、季節変動の影響を除く必要があります。そこで完全失業率のほか、就業者数などの主な集計項目について、原数値から季節変動を除いた季節調整値を求めて公表しています。

定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと。

トピックス THE 労務の疑問 Vol.4

Q. 入社時に誓約書はとるべきでしょうか？



A. とることをお勧めします。

誓約書の提出を求める主な目的は、就業規則を遵守することや、業務上知り得た内容の秘密を保持すること等を将来に向かって労働者に誓約してもらうことです(将来に向かって、つまり退職後に会社の秘密事項を漏洩させないことを含みます)。

労働者が特に遵守しなければならないことを改めて書面にすることで、確認・認識の徹底をはかり、労務管理がしやすくなります。そのためにも、誓約書に書かれている内容が合法であること、かつ、就業規則や雇用契約書の内容と整合性がとれた内容であることがとても重要です。

そこで、誓約書の主な記載内容をご紹介します。

1. 服務規程の遵守：会社の従業員として就業規則に書かれている内容を守ることの誓約
2. 秘密保持：業務上知り得たことは、絶対に漏らさないことの誓約
3. 人事異動：業務遂行にあたって、配置転換や転勤があることの下承
4. 損害賠償：故意または過失により会社に損害を与えた場合には、その責任を負う旨の誓約(労働基準法で、金額を明記することは禁止されています。)
5. 個人情報の提出：業務遂行にあたって、個人情報が必要な場合には、提出を求めることの下承
6. 競業禁止義務：主に退職時、同業他社などへの転職・独立を制限する競業禁止義務(労働者には職業選択の自由があるため、競業禁止義務が認められる条件は厳しくなっています)

誓約書の提出を拒まれないためには、就業規則に誓約書の提出の必要性を明記していなければなりませんので、併せてご確認ください。



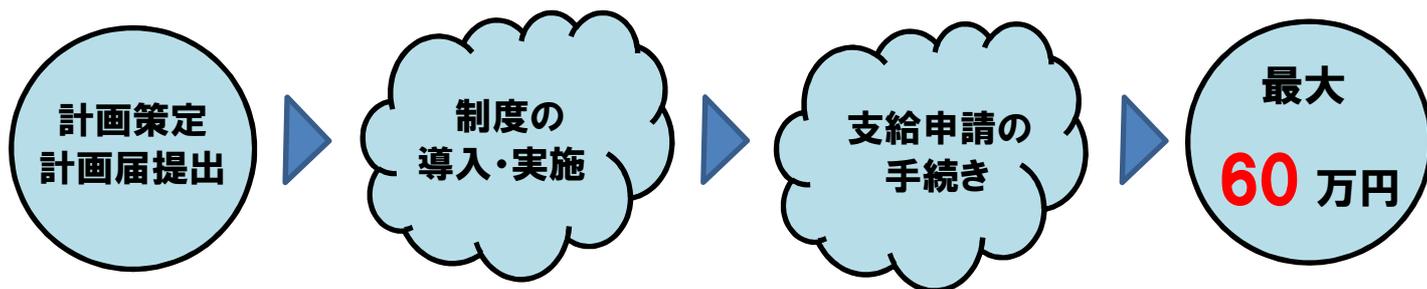
人材開発支援助成金(制度導入助成)

最大 **60** 万円

特定の人材育成制度を就業規則に新たに規定し、正社員に実施した会社が利用できます。

鳥の目で見る

助成金支給までのカンタンな流れ



※助成金は予算の関係上、制度が変更になる場合や受給するための条件が複数あるため、すべての事業所がもらえるとは限りません。

虫の目・魚の目で見る

助成対象になる制度 3 つを簡単に説明します。

1. 教育訓練休暇等制度

従業員に自発的に教育訓練又は教育訓練短時間勤務制度を取得させる制度を導入し、実施すると支給されます。

2. 技能検定合格報奨金制度

従業員に技能検定を計画的に受験させ、合格者に報奨金を支給する制度を導入し、実施すると支給されます。

3. 社内検定制度

会社が実施する、自社に必要な従業員の技能や知識についての検定を開発し、従業員に計画的に受験させる制度を導入し、実施すると支給されます。

これらの制度を導入・適用計画届提出時における企業全体の雇用する被保険者数に応じて、最低適用人数以上の人数を適用（教育訓練休暇等制度については、適用延べ日数以上の休暇を取得）する必要があります。

雇用する被保険者数	最低適用人数
50人以上	5人
40人以上 50人未満	4人
30人以上 40人未満	3人
20人以上 30人未満	2人
20人未満	1人

雇用する被保険者数	最低適用日数
50人以上	25日以上
40人以上 50人未満	20日以上
30人以上 40人未満	15日以上
20人以上 30人未満	10日以上
20人未満	5日以上

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。

トビックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し③

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更」を紹介します。



配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

社員に給与を支払う際、企業は、所得税を源泉徴収する必要があります。

その税額は、社会保険料等控除後の給与の額と「扶養親族等の数」によって求めます(原則として、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用)。

この「扶養親族等の数」の計算方法について、配偶者の数え方が次のように変更されます。

① 配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算する。

源泉控除対象配偶者とは→居住者〔主たる給与所得者〕(合計所得金額が 900 万円以下である者に限る。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である者

② また、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算する。

同一生計配偶者とは→居住者〔主たる給与所得者〕と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である者

<配偶者に係る扶養親族等の数の数え方の表(国税庁資料)>

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人



(補足) 同一生計配偶者のうち、居住者〔主たる給与所得者〕の合計所得金額が 1,000 万円以下である者は、年齢 70 歳以上であれば、老人控除対象配偶者となるというルールもあります。

お仕事 カレンダー 10月



- | | |
|-------|--|
| 10/1 | <ul style="list-style-type: none"> ●(1 日～7 日)全国労働衛生週間
高年齢者雇用支援月間
◎定時決定により、9 月に改定された社会保険料を 10 月給与から控除 |
| 10/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 10/31 | <ul style="list-style-type: none"> ●9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 7 月から 9 月分の労災事故について報告) ●労働保険料の納付<延納第 2 期分> ●有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8 月～11 月分) ●8 月決算法人の確定申告・翌年 2 月決算法人の中間申告 ●11 月・翌年 2 月・5 月決算法人の消費税の中間申告 |